

令和8年 第1回臨時会

5月18日（月）

令和 8 年第 1 回 臨時会 会議録 目次

1	会議録署名議員の指名	4
2	会期の決定	4
3	議案第 8 号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例	4
4	議案第 9 号 多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
5	議案第 10 号 令和 8 年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第 1 号）	1 1

令和8年第1回多摩六都科学館組合議会
臨時会会議録

○期 日 令和8年5月18日（月）

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員（9名）

1 番	伊 藤 央 君	2 番	岩 本 誠 君
3 番	白 石 えつ子 君	4 番	渡 辺 英 子 君
5 番	穴 見 れいな 君	6 番	やつだ こうじ 君
7 番	高 橋 和 義 君	8 番	沢 西 卓 哉 君
10 番	菅 原 み ほ 君		

○欠席議員（1名）

9 番 とみながゆうじ 君

○出席説明員

管 理 者 池 澤 隆 史 君

事務局長 青 柳 元 久 君

管理課長 豊 田 和 徳 君

管 理 課
主 査 小 菊 繭 君

○議会職員出席者

書 記 秋 山 仁 志 君

○議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 8 号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例

第 4 議案第 9 号 多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 5 議案第10号 令和 8 年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和8年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会

令和8年5月18日（月）午前10時04分開会

○議長（伊藤 央君） それでは、定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会を開会いたします。

○議長（伊藤 央君） 最初に、管理者より御挨拶をいただきたいと存じます。

○管理者（池澤隆史君） 開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

令和7年度末に組合職員1名が普通退職したことから、欠員補充に係る補正予算を御審議いただくため、本日、臨時議会を開催させていただくこととなりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、多摩六都科学館の利用者数の状況でございますが、令和7年度は25万2,867人となり、前年度に比べて3万1,435人、率で14.2%の増となりました。コロナ禍前の3か年平均の水準を上回りまして、また、年間利用者数第1位を記録いたしました平成28年度の25万3,471人に約600人差となっております。あと約600人ほど増えますと、年間の第1位をまた記録することができるのかなと思っております。そこまで現在は利用者が回復しております。

特に、この科学館が撮影場所となりまして、昨年10月から公開された映画の「聖地巡礼」などで来館する新規の若年層も多く見かけることができ、科学館の認知度がより一層向上してきた、そのような結果であると感じております。

引き続き、科学館といたしましては、子どもから大人までの幅広い世代の皆様に科学に興味・関心を持っていただけるような科学館を目指してまいりたいと考えております。

これまでの間、多摩六都圏域の拠点的生涯学習施設として多くの圏域市民の皆様に親しまれ、御利用いただくことができましたのも、日頃から議員の皆様方の御理解、御協力によるものであり、改めて感謝申し上げる次第でございます。

引き続き指定管理者と協力いたしまして、これからも圏域内外問わず、多くの市民の皆様から愛される科学館に成長・発展することを目指してまいりますので、議員の皆様方には引き続き御理解、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し

上げます。

○議長（伊藤 央君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、議長において、第10番 菅原みほ議員及び第2番 岩本誠議員を指名いたします。

○議長（伊藤 央君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（伊藤 央君） 日程第3「議案第8号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第8号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、東京都及び西東京市の制度改正を踏まえ、職員の仕事と介護の両立を支援する観点から介護休暇に関する規定を整備するほか、休暇の名称の改正を行う必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

改正の内容といたしまして、介護休暇の承認期間を改めるほか、取得への心理的抵抗を緩和する観点から、生理休暇の名称を改めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。青柳事務局長。

○事務局長（青柳元久君） 議案第8号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、補足して御説明いたします。

恐れ入りますが、資料1、議案第8号関係資料「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表」を御覧ください。表の右側が現行、左側が改正案とな

っております。

主な改正内容について御説明いたします。第15条「介護休暇」につきましては、第2項、承認期間について、「連続する2週間以上6月以内の期間内」となっているものを「連続する1年の期間内」と改め、期間経過後通算日数を「180日」から「365日」にするものでございます。

続きまして、別表第2でございます。12の項の休暇の名称を「生理休暇」から「健康管理休暇」に改めるものでございます。なお、休暇の内容については変更ございません。

改正条例の附則でございます。第1項では、本条例の施行期日を令和8年7月1日からとし、第2項及び第3項では経過措置を定めるものでございます。

議案第8号についての補足説明は、以上でございます。

○議長（伊藤 央君） これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

穴見議員。

○5番（穴見れいな君） これは、清瀬市の議会でも議題の中で話題に上がったんですけども、「生理休暇」というところが「健康管理休暇」の名前に変わっていくというのは、広い意味で捉えることにつながっていくのかという議論になった部分があったんですね。

例えば、更年期障害の方とかが今すごく苦しんでいらっしゃる状況がある中で、そこはどの休暇がカバーしていくのかというところが、ほかの休暇制度の中でそれが保障されているのであればいいんですけども、もしなければ、こういった休暇の中で検討できないのかということが上がったんですが、多摩六都科学館組合はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの穴見議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、今回の休暇の名称の改正でございますが、先ほど提案理由にもございましたが、女性の取得への心理的抵抗を緩和する観点からという理由で御説明させていただいたかと思いますが、もとは、今年の4月から女性活躍に関する法律が改められたということがございます。

その中で女性の健康上の特性に配慮して、女性が社会で働きやすい環境を整備することも趣旨としてございますので、休暇につきましても、ただいま議員からも御指摘のありました今回の生理休暇のほかに、女性の健康上の特性に配慮した休暇制度の整備も、国から法律の改正を通じて、企業、団体等に通知が出ておりますので、当組合におきましても、法の趣旨

を踏まえた上でこれから必要に応じてそのような休暇を定めていくということで考えております。

ただ、当組合におきましては西東京市の制度に準拠しておりますので、西東京市とも情報共有をしながら、制度改正等は必要に応じて行っていきたいと考えております。

○議長（伊藤 央君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤 央君） 日程第4「議案第9号 多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第9号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、東京都並びに西東京市の関係条例が一部改正されたことに伴い、多摩六都科学館組合職員の給与を改める必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

改正の内容といたしましては、課長級の職員の給料表を改めるほか、住居手当及び通勤手当に関する規定を整備するものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。青柳事務局長。

○事務局長（青柳元久君） 議案第9号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、補足して御説明いたします。

恐れ入りますが、資料2、議案第9号関係資料「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例新旧対照表」を御覧ください。表の右側が現行、左側が改正案となっております。

第12条「住居手当」につきましては、現在の枠組みを維持しつつ、第2項第1号として「満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、月額3万円以上の家賃、使用料を支払っているもの」の支給額を3万円とする規定を新たに追加するものでございます。

第13条「通勤手当」につきましては、支給上限額の引上げ、交通用具使用に係る通勤手当支給額を規則で定めること、並びに駐車場等を利用する職員に駐車場料金に相当する額を支給する規定を追加いたします。

第3項第1号及び——恐れ入りますが2ページをお願いいたします——第3号に規定する通勤手当の月額の支給上限額5万5,000円につきましては、新たに第5項として、月額の支給上限額を15万円と定めるものでございます。

1ページ目にお戻り願います。第3項第2号につきましては、自動車、自転車等の交通用具使用に係る通勤手当について、職員の区分及び使用距離の区分により別表で定めていたものを、手当上限額を7万8,900円として具体的な支給額を規則で定めることとするものでございます。

2ページをお願いいたします。新旧対照表右欄下段、別表第3につきましては、交通用具を使用した通勤に対する手当の額を定めておりますが、ただいま御説明したとおり、規則で定めることとするため、条例から削除いたします。

新旧対照表左欄中段、第4項につきましては、通勤のため交通用具を使用する職員のうち、駐車場等を利用し、当該利用料金を負担することを常例とする職員の通勤手当の額に関する規定を新たに追加いたします。

同項第1号は、駐車場等に係る通勤手当の額を、5,000円を超えない範囲で一月当たりの駐車場等の料金に相当する額と規定するものでございます。

3ページをお願いいたします。附則第1項は、この条例の施行日を令和8年7月1日と定めるものでございます。

第2項は、行政職給料表（1）4級の給料表の改定に伴う号給の切替えについて定めております。

恐れ入りますが、資料3、別表第1、行政職給料表（1）の新旧対照表をお願いいたしま

す。

右欄の現行の給料表（１）では、課長級である４級は、１号給から４ページ目の97号給までとなっておりますが、このうち１号給から36号給をカットし、37号給支給額を新たな１号給支給額とするものとし、現行では１号給32万5,100円から始まっているところ、改正後は１号給40万8,800円からとし、２号給以下を繰り上げるものでございます。これにより、３級（課長補佐級）の給料表との重なりを解消し、早期に課長級に昇任した場合に、給与が今までより大きく上昇する仕組みとするものでございます。

議案第９号についての補足説明は、以上でございます。

○議長（伊藤 央君） これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

渡辺議員。

○４番（渡辺英子君） この内容については一定理解するんですけども、行政職員の60キロメートル以上遠方に居住する者ということがどういう意味になるのかというところは、議論のあるところかなと思います。災害発生時とかの駆けつけですとか様々な理由で、やっぱり就業する場所からあまり遠方に居住していることは望ましくないと考えられるんですけども、今回のこの改正の趣旨について御説明いただけるとありがたいんですが。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問について御答弁させていただきます。

今回の改正におきましては、まず東京都人事委員会の勧告、あとは、西東京市をはじめ構成市の制度改革を参考といたしまして改正をしているという状況でございます。今、議員御指摘のありましたとおり、確かに非常時には交通インフラ等も毀損がされて、そういったところに住んでいる職員の方が駆けつけることはなかなか物理的には困難であるというようなことは認識しているところでございます。

その中で、科学館組合としては、非常に規模が小さい組織でございますので、そういった緊急の事態が起きたときには、なるべく駆けつけられるようなところに居住している職員が望ましいのではないかと考えております。

ですので、今回の改正におきましては、冒頭に申し上げましたとおり、東京都の人事委員会勧告及び構成市の制度改革を参考にさせていただいた上で改正したということになりますので、御理解をいただければと考えております。

○議長（伊藤 央君） よろしいですか。渡辺議員。

○４番（渡辺英子君） 居住の自由はもちろんありますし、今、オンラインでお仕事のできた

りとか、いろんな働き方の多様化ということもあると思うんですけども、おそらく本当に60キロ以上離れていらっしゃる方は非常に少ない。もしくは特別な事情のある方だとは思いますが、制度改正をされたということで、どういう趣旨なのかなと思ったんですが、東京都に準じるということで理解をいたしました。ありがとうございます。

○議長（伊藤 央君） ほかにございますか。岩本議員。

○2番（岩本 誠君） 少し背景も教えていただきたいんですが、給料表で4級のみが今回アップということで、結構な幅で上がっているのかなというのが、庶民感覚で言うと皆さん理解できるというか、受け止める数字だと思います。4級のみをこの幅で上げた根拠というか、背景をもう一度教えていただきたい。それと、ほかの級に関してどのような影響があるのかないのかを教えていただきたいのが1点です。

それともう1点、自転車の通勤につきましても、月約7万円が上限ですか、自転車1台が買えますよというような状況になっているのかなと思うんですが、これも背景ですね。東京都がやっている、西東京市がやっているだけではなしに、もう少し市民感覚で判断されたほうがいいかと思うんですが、御意見、御意向を教えてください。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問について御答弁させていただきます。

まず、1つ目の4級の職員の給料表の改正の引上額というようなことでの御質問かと思いますが、こちらにつきましては、現在、管理職、または管理監督職の負担がかなり重くなってきたといったことが一つ背景としてございます。

今回の引き上げについては、比較的若い年齢の方が課長職に昇任する際に、3級から4級にという形での給料表の異動ということになるんですが、その際にあまり給料月額が変わらないと、やはり管理職になりたいという意欲がなかなか持てないというようなところが一つこれまで課題としてございます。

そういったことで、なるべく若い方、意欲のある方が次のステップ、キャリアに進めるような形で、そのところには少し給料月額のほうも引き上げた上で、より意欲を仕事に発揮していただけるような形でということで給料月額の改定を行っております。そのほかの級の給料月額については、特に影響はないことになります。

それともう1つなんですが、通勤手当の引上額がこれまでの額から7万8,900円に引き上がるというようなことでございますが、こちらにつきましては、人手不足というのが、今、どこの企業、団体におきましても非常に課題になっているかと思えます。その中で、職員を

採用する際に、ほかの団体等と比べて少しでも採用条件、処遇が劣らないような形でいうことで、先ほどのことと同様になります、ほかの団体と同じ水準に引き上げた形でこれからも採用活動を行っていきたいということで、このような額にさせていただいております。

○議長（伊藤 央君） 青柳事務局長。

○事務局長（青柳元久君） ただいま課長のほうから御答弁させていただいたところでございますが、実際問題として、給与水準の維持ということと、また市民生活を守るという部分、いわゆる一般の方の給与のみが伸び悩んでいる中ということでの御質問かと思えます。

こちらの両方の施策につきましては相反するものではないのかなと考えてございますが、私どもは一部事務組合でございますので、直接市民の方たちの生活を守るというような施策に打って出るということにはなかなかいかないんですけれども、今、課長のほうから御答弁させていただきましたとおり、他の自治体等の状況も踏まえまして、給料表の改定をさせていただきたいというふうに考えたところでございます。

また、いわゆる管理職の成り手が少ないという部分につきましては、インセンティブといたしまして、やはり職責等も重くなっているところでございますので、こういったところも踏まえまして、今回、4級の給料表について改正を御提案させていただいているといったところでもございます。

もう1点の通勤手当に関しましては、7万8,900円の金額は大変高額なのではないかという御意見かと思えます。7万8,900円につきましては規則のほうでということになりますので、本日は具体的にお示しをしていないのですが、身体障害等によって通勤困難な方の100キロメートル超えの場合の金額という形で想定をしております。

いわゆる健常の方につきましては、現在は交通用具を使用されている場合には上限を1万5,000円とさせていただいて、今般、規則で定めることになりましたが、100キロメートル以上につきましては3万2,000円ということを想定してございますので、特に身体障害等による通勤困難の方についての配慮をさせていただいたということで御理解いただければと思います。

○議長（伊藤 央君） よろしいですか。

○2番（岩本 誠君） 大丈夫です。

○議長（伊藤 央君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤 央君） 日程第5「議案第10号 令和8年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第10号「令和8年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,227万6,000円と定めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。青柳事務局長。

○事務局長（青柳元久君） 議案第10号「令和8年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」について、補足して御説明いたします。

本補正は、正規職員1名が本年3月末をもって退職したことに伴い、職員採用試験を実施するための所要の経費並びに職員採用予定日までの間の会計年度任用職員（事務補助）の報酬を計上するものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。令和8年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億7,227万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、事項別明細書により御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

6、7ページをお願いいたします。第5款繰入金は、財源調整のため財政調整基金繰入金57万5,000円を増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。第2款総務費は、57万5,000円を増額いたします。

1項1目一般管理費、説明欄「1 特別職及び職員人件費」の1節報酬は、令和7年度末に生じた普通退職者1名分を補充するまでの間の会計年度任用職員を任用するため、37万7,000円を増額するものでございます。なお、欠員の常勤職員に係る人件費の減額分については、今年度精算補正時に対応する予定でございます。

説明欄「2 一般管理事務費」の12節委託料は、欠員補充するための職員採用試験に係る経費19万8,000円を追加するものでございます。

10、11ページは、補正予算給与費明細書となります。

議案第10号についての補足説明は、以上でございます。

○議長（伊藤 央君） これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

高橋議員。

○7番（高橋和義君） 幾つか質問させていただきます。

今回、お一人の方が退職ということで申出があったかなと思うんですが、まず1点は、昨年度の最後の定例会前に申出があったのか、その後に申出があったのかということを確認させてください。

あともう1点が、新しい方の採用予定日というのはいつ頃を予定して、要するにどこまで会計年度任用職員を任用するのかというスケジュール感を教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問について御答弁させていただきます。

まず、1つ目の退職者の方の申出の時期につきましては、定例会前でございました。実際の日付としますと、2月12日に退職願が提出されたという状況でございます。

それともう1点、採用予定日についてでございますが、こちらは令和8年10月1日からの採用を予定しております。10月1日からの理由としては、先ほど補正予算書の内容にもございましたが、採用試験の委託料等が含まれておりますので、補正予算を議会にまず御承認をいただく必要がございます。また、採用試験を行うとなりますと、その前に各市に市報で周

知をする機会を設ける必要がございますので、10月1日からの採用予定で考えております。

○議長（伊藤 央君） 高橋議員。

○7番（高橋和義君） 1点目なのですが、定例会前の2月12日に申出があったということで分かりました。定例会に間に合わないスケジュール感というので私は理解しているんですが、これについては臨時会ということでの対応はいたし方ないのかなというふうには感じています。

また、1名減ったことによって、現状4名から3名ということで、1名の仕事量が今乗っかってきているのかなというふうには思っていますけれども、2点目の採用予定日が10月1日以降ということなのですが、新しく任用する会計年度任用職員の方が9月いっぱいまでという期限がある中で、組合側の都合の採用だと思うんですが、そういった方を採用する困難というのはあると思うんですね。働く側は、3か月間よりもうちちょっと長く働きたい方がほとんどだと思うんですが、採用に関して工夫したほうがいいのかと思うんですが、その点、もしあれば伺いたいと思います。1点だけお願いします。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問について御答弁させていただきます。

すみません。先ほどの御質問の中で、会計年度任用職員の方の採用期間を9月30日までということで申し上げていなくて、大変失礼いたしました。

それで、会計年度任用職員の方を採用する際の工夫ということですが、現在、5月1日から5月15日、先週の金曜日まで会計年度任用職員の募集をしたところでございます。結果といたしましては、当日消印の郵送分がまだ手元に届いていない状況でございますが、現時点では16名の方から御応募がございました。

私どもも、議員の御指摘のとおり、条件としてはかなり厳しい条件という認識でいたところでしたが、多様な働き方の一つとして、市民の方をはじめ、労働者の方の要望があるところがございまして、結果としては16名の方から御応募をいただいているという状況でございます。

○議長（伊藤 央君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号「令和8年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 伊藤 央

多摩六都科学館組合議会議員 菅原 みほ

多摩六都科学館組合議会議員 岩本 誠

多 摩 六 都 科 学 館
組 合 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 発行

編集兼
発行者

多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982